



日動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2936 番
(公) 千葉 (22) 7207 番

90.4.7 No. 3196

スト破りに褒賞金!?

あいた口がふさがらない JR東日本・革マルのゆ着

JR総連のスト破り申し入れ事項を『完全履行』

JR東日本は、ストライキに対する違法の限りをつくした圧殺攻撃に加え、何とスト破りに対し「褒賞金」を払うという、まさに血迷ったとしか言いようのない愚挙を行おうとしている。十二・五一・一八、三・一八、二一ストの時、スト破り変仕業についた者には三〇〇〇円、休日出勤には五〇〇〇円の「褒賞金」を支払うというのだ。総額

で一〇億円とも一五億円とも言われている。スト破りに褒賞金など、違法行為もはなはだしい、ストライキへの支配介入である。まさに不当労働行為そのものだ。もし、スト破りに褒賞金が支払われるのであれば、災害・事故等で所定以外の勤務に就いた時にも、すべて褒賞金が支払われなければならないはずである。

JR総連革マルとJR当局のゆ着、異常なもたれ合い関係もついにここまで行き着いてしまったのである。すでに冷静に物事を判断することもできなくなってしまうのである。

JR東日本は、この「褒賞金」支払をもって、JR総連革マルがストライキに関して申し入れた「要求」の全項目を、すべて言われたとおり「完全履行」したのである。ここにはJRの異常なまじりない労務政策がぎょう縮してあらわれていると言える。しかし、JRはこの「褒賞金」支払をとおして「革マルと手を結んでスト破壊をしました」と自ら語ってしまったのである。

更に不当処分策動も、こうしたゆ着のなかから出てきているのだ。
四・八集会へ結集を！

JR総連の「争議行為に対する申し入れ」項目	JR総連革マルの要請に応えたJR東日本のスト圧殺攻撃の数々
業務就業者にたいするスト参加者からの業務妨害が2度にわたり行われているが、見解と対策をあきらかにされたい。	何と各職場にビデオカメラを5台、カメラを5台、テープレコーダーを5台……！津田沼では入口という入口にサーチライトとビデオカメラを設置！！
スト参加者の庁舎立ち入り、会社施設内立ち入りについては、就労する組合員の立場からして絶対に許すことはできない。見解を明らかにされたい。	申し入れどおりに、スト前日の朝からピケを張り、スト準備のために職場をおとずれた本部役員・支部役員に対し、組合事務所・構内への立ち入りを実力で妨害。 カづくでスト圧殺攻撃をおこなう。
使用禁止となっている組合事務所内・外にスト参加者がたむろする状況は、到底容認できない。見解を明らかにされたい。	3月18日11時頃、津田沼では組合事務所前に「塀」を設置する工事を開始、組合事務所を囲い込み、封鎖同然の状態にする！
当日勤務者の食事について、会社側手配とされたい。	津田沼では、スト破り乗務員に食券を配布、食事代を会社手配で行った。
スト参加予定者に対する会社施設(寢室)の提供について拒否されたい。(前泊・泊仕業の翌日分)	スト突入か否かが未定の段階(スト前夜)から、組合員を所定ベット・職場から排除するという、前代未聞の理屈も通らない暴挙をあえて強行。
この間のスト参加者にたいする会社側の対処方について、考え方をあきらかにされたい。	全く正当な争議行為に対し、「違法スト」を叫びたて、法律的には到底無理であることを承知で、不当処分を画策！
公休、特休、年休等の取り消しをして正常運行確保に努力した社員にたいする、認識と考え方について明らかにされたい。	ついに、スト破り褒賞金の支払まで決定！ここまでくれば、まさにあいた口がふさがらない！！「褒賞金」の総額は10億円とも15億円とも言われている。これこそ不当労働行為の極致だ！

- 第一波ストライキ
四月八日(日)十三時
千葉公園グラウンド
- 九〇春闘
- 第二波ストライキ
(総武・京葉支部)
四月十日(日)営業関係
(営業全員)
- 第三回動労千葉
臨時未定日(金)
- 四月二十日(金)
労福センター
- 清算事業団
激励△△
- 四月二十日(金)
労福センター